

Ⅲ さらなる殺処分減少へ向けての取組について

人と動物とが共生する社会を形成するためには、動物の命を尊重する考え方及び態度を確立することと併せて、動物の鳴き声、糞尿等による迷惑の防止を含め、動物が人の生命、身体又は財産を侵害することのないよう適切に管理される必要がある。殺処分減少へ向けての取組を検討するに当たっては、このことを十分踏まえて行うものとする。

1 定点における所有者からの引取りの見直し

平成25年9月1日から施行される改正動物愛護管理法により、終生飼養の原則に反すると認められる所有者からの引取りについては、引取りを拒否できる旨のただし書が追加された。しかし、定点においては、動物愛護センター職員により引取りを拒否できる場合に該当するかの確認ができない。このため、定点における所有者からの引取りは、事前の連絡により引取りを拒否できる場合に該当しないことが確認できた場合に、行うこととする。

なお、見直しをするに当たっては、定点を管理する市町への説明、県民への周知を十分行うこととする。

犬猫の引取りを求める相当の事由がないと認められる場合（例）

- ・犬猫販売業者から引取りを求められた場合
- ・引取りをくり返し求められた場合
- ・子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、都道府県等が行う繁殖制限の指示に従っていない場合
- ・老齢又は疾病を理由とする場合
- ・飼養が困難と認められない理由による場合
- ・あらかじめ譲渡先を見つける努力をしていない場合

※参考

- ・飼主からの引取りについては、県と呉市が平成23年度、広島市が平成24年度から有料化を実施している。
- ・定点については、平成23年度に県が大幅に削減し、今年度から広島市が廃止している。また、今年度、福山市が定点の廃止に向けての取組み（引取り有料化を含む）を検討する方針である。

2 県内各動物愛護（管理）センター間での譲渡に関する情報の共有

県内の各動物愛護センターで譲渡に関する情報の共有を図り、県全体として譲渡を受ける者のニーズに応え、効率的に譲渡を実施する。

3 動物愛護団体等への団体譲渡の推進

団体譲渡制度を導入している県及び広島市においては、団体登録している動物愛護団体等に積極的に譲渡を行っていくこととする。今年度、福山市が団体譲渡制度の導入を検討する方針である。

4 ホームページの返還・譲渡情報の充実

ホームページへ掲載している迷子犬猫情報（迷子の犬猫写真を載せるなど）、譲渡情報（譲渡動物の写真を載せるなど）の充実を図る。

5 犬猫の所有者責務の普及啓発の推進

平成 25 年 9 月 1 日に施行される改正動物愛護管理法の第 7 条に所有者の責務として「終生飼養」「繁殖制限」「逸走防止」の規定が努力義務として設けられた。これらは不幸な犬猫を生み出さないための大変重要な規定であるため、動物愛護推進員、獣医師会、関係業界団体、動物愛護団体、市町等と連携し、機会をとらえて積極的に普及啓発を図る。

6 動物愛護教育の推進

現在実施している飼育講習会、動物愛護教室、犬のしつけ方教室の充実を図り、「終生飼養」等動物愛護思想の普及啓発を図る。

※動物愛護教育実績（県・3市の合計）

年度	飼育講習会	動物愛護教室 (内「命を考える 動物愛護教室」)	しつけ方教室	計
平成 24 年度	180 回	84 (13) 回	21 回	285 回
平成 23 年度	151 回	92 (14) 回	21 回	264 回

7 殺処分減少に向けた取組みを検討する作業部会の設置

当協議会に作業部会を設け、殺処分減少に向けた取組みについて検討する。